



仕事したいけれど
みつからない

パソコンやって
みたいけれど
どうしたらいいの？

ひとりで生活する
ためには
いくらかかるの？

休みの日は何をして
過ごそうかな



サービスを
受けたいけれど
どんなものがあるの？

“ようこそ” 障害者生活支援センターへ

MAP



勝山市障害者生活支援センター

社会福祉法人 勝山市社会福祉協議会

〒911-0035
福井県勝山市郡町1丁目1-50
(勝山市福祉健康センター すこやか内)

TEL (0779) 88-1177
FAX (0779) 88-5124

E-mail sien@katuyama-sk.jp



どこに
相談したら
いいの？



こんなこと
聞いて
くれるかな？



相談・支援

スタッフが経験を踏まえて日常の暮らしで困っていることや、自分の力でやってみたいことなどの相談をお受けします。

専門機関の紹介

必要に応じて、更生相談所、職業安定所、医療機関などの各種専門機関を紹介します。

在宅福祉サービス利用援助

在宅福祉サービスなどを利用したいけれど、どうすればいいのか？どんなサービスがあるのか？などの相談に応じて利用のお手伝いをします。

社会資源の活用援助

社会資源ってなに？…地域にあるさまざまな「もの」や「人」のことです。自分に合った地域の社会資源を見つけて、自分らしく楽しい自立生活がおくれるようお手伝いします。

IT(コンピュータやデータ通信に関する技術)講座

障害者の方へのIT講座を開いています。

ピアカウンセラー講座

仲間同士で悩みを話せるための専門技術を習得するための講座です。

やさしい家計簿相談

地域で生活するために必要なお金の使い方などの相談を受けます。

地域交流事業

障害をもつかたと地域のかたがたが交流する場所です。

各種余暇教室

料理やスポーツなどいろんな教室を開催します。

たまり場Café

だれでもいつでも来られる場所として、「たまり場Cafe」を開店(開設)しました。

日中のたまたま寄り道コース・いこいのオアシスとして、楽しい仲間を作ったり、のんびりする場所です。

場 所: 福祉健康センター「すこやか」

日 時: 毎週月・水曜日 午後1時～

対 象: 障害をもつ方・付き添いの方・お友達

ふれあいの部屋

身体に障害があって家にこもりがちな方、どこかへ出かけたいけれども、仲間がいない方、ボランティアとしてお手伝いしてみたい方、どなたでも自由に集まり、語り合う場です。

い つ: 毎週第1・3月曜日(午前10時～午後3時)

どこで: 福祉健康センター「すこやか」

送 迎: 身体が不自由で介助が必要な方

福祉タクシーが使えない方

家族の援助が得られない方

ボランティアが送迎のお手伝いをします。

リラの会

若くして、脳血管障害・神経障害およびケガによる中途障害で、住宅療養をしていて自分の残された機能を生かし、社会と交わり、活動を通して励まし合い親睦を深める会です。

い つ: 毎月第2・4水曜日(1月～3月は、お休み)

どこで: 福祉健康センター「すこやか」

会 費: 年間 3,000円

障害者自立支援法は、障害のある人もない人も安心して暮らすことができるような地域をつくることを目的にしています。

どんなサービスがあるの 障害者自立支援法で使えるサービスにはつぎのようなものがあります。

◆介護給付◆

●居宅介護 (ホームヘルプ)

ヘルパーが家に来て、身の回りの手伝いをしてくれます。ヘルパーが、あなたのできないことを、手伝ってくれます。
●着替えや入浴の手伝い ●食事の用意 ●部屋の掃除や洗濯の手伝い など

●重度訪問介護

ヘルパーが、体に重い障害のある人の家に来て、日常生活や、外出の手伝いをしてくれます。

●行動援護

重い障害のある人のことをよくわかっているヘルパーがそばにいて、安心して外出し活動できるよう、支援してくれます。

●重度障害者等 包括支援

重い障害のある人が、生活するために必要なサービスを、組み合わせて使うことができます。
●重度訪問介護と短期入所
●生活介護と共同生活介護 など

●児童デイサービス

障害のある子どもたちのためのデイサービスです。

●短期入所 (ショートステイ)

家族に用事があるときなどに、施設に短期間とまることができます。

●療養介護

重い障害のある人が、入院して医療を受けながら、日常生活の手伝いを受けることができます。

●生活介護

施設で、日中活動の支援を受けることができます。
●入浴、トイレ、食事の手伝い
●作業 など

●施設入所支援

日常生活の手伝いを受けながら、施設で暮らすことができます。

●共同生活介護 (ケアホーム)

障害のある人たちが、アパートや家で一緒に暮らします。世話人や生活支援員から、日常生活の手伝いを受けることができます。
●入浴、トイレ、食事の手伝い ●お金の管理 など

◆訓練等給付◆

●自立訓練 (機能訓練)

体に障害のある人が、体をうまく動かすことができるように、訓練を受ける受けることができます。

●自立訓練 (生活訓練)

障害のある人が、地域での生活で困らないように、自分で身の回りのことをする訓練を、受けることができます。

●就労移行支援

会社に就職するための訓練を、受けることができます。仕事探しの相談にも、のってもらえます。

●就労継続支援

会社以外の場所で、支援を受けながら働くことができます。

●共同生活援助 (グループホーム)

障害のある人たちが、アパートや家で一緒に暮らします。世話人から、日常生活の手伝いを受けることができます。
●お金の管理 ●食事の用意 など